

鎌情・個審議第9号
令和3年(2021年)9月21日

鎌倉市教育長 岩岡 寛人 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 松田 道佐

鎌倉市教育委員会の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づき、令和3年(2021年)9月14日付け鎌教委教指第1684号をもって諮問のありました個人情報の収集につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、条例第8条第6項の規定による本人への通知は省略することができます。

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	収集する個人情報	収集する理由	収集先
31	教育指導課	学齢簿編成事務及び児童生徒健康診断票作成事務	感染症患者及び濃厚接触者	感染症患者及び濃厚接触者に関する情報 (対象者氏名、性別、住所、感染情報、外出制限期間)	学校での感染症まん延防止を図るために、県保健福祉事務所から感染症患者及び濃厚接触者に関する情報の提供を受けることにより、市立小中学校長が保護者に対し出席停止指示を適切に行うため。	神奈川県